

議員立法『年金底上げ修正案』の提出者として、高木真理議員、森本真治議員に答弁

○高木真理君 立憲民主・社民・無所属の高木真理です。早速質問してまいりたいと思います。

まず、修正案の提出者に伺いたいというふうに思いますけれども、この修正案の部分について前回は質問をさせていただきましたけれども、まだまだなかなか、国民の皆さんに伝えていく方法として工夫をしていった方がいいかな、御理解を広げていきたいなというところから質問をさせていただきたいと思います。

今回のこの修正案は、このまま修正がないと基礎年金が将来三割減ってしまう、これでは大変だということで提出をしているわけですが、全体としては、資料一でお示しをしているように、若い世代を中心に年金が、基礎年金が底上げされるという内容になっています。一人一人年金というのはその方の稼いできた生涯の報酬によっても違うので、細かいのは資料の三の①、三の②のところにある程度のシミュレーションが出ているわけがありますけれども。

聞こえてくる声の中に、提出者の皆さんのところにも聞こえているかなというふうにも思いますけれども、年金が増える増えるというふうに言われても、年金、そもそもなかなか、信用がなかなか届いていなかったりする中では、増える増えるというの信用できないという声も聞こえてきているそうなんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○衆議院議員（井坂信彦君） ありがとうございます。

今回の修正案で確かに我々、まず当初は、現役世代がまた損をするのではないかと思われていたので、いや、現役世代の方ほど増えるんですよということを一生懸命説明をしてまいりました。お配りいただいた資料の二でもあるように、例えば六十歳男性でも、今回の修正案がないときとあるときを比べれば、六十歳男性でもプラス二十六万、五十歳男性はプラス百七十万円、四十歳男性はプラス二百四十六万円と、増えますよということを前半、主にお伝えをしてまいりました。

ただ、その結果、何かもう増える増えるばかりで、本当に増えるのかと、怪しいじゃないかと、どこからお金持ってくるんだとか、まあ私のところにもいろいろなお問合せをいただいておまして、今日はその点に絞ってお答えをしたいと思います。

より正確に申し上げますと、このまま修正案なしでいくと、現役世代の方、年金がひたすら減り続けますよということでもあります。令和六年財政検証でいえば、マクロ経済スライドの調整が続くと、厚生年金の方も含めた全ての方の年金の給付水準が二〇五七年まで続きますと。

で、今回の修正で、マクロ経済スライドを早く止めましょうと。早期終了することによって、これは厚生年金も含めた全ての方の基礎年金が、ほっといたら三割減ってしまうはずだったところが、八%減でかなり早期に食い止めて、後はそのままいくことができますよということでもあります。

だから、みんなが今物すごい増えるというよりも、減りを止めましょうと申し上げています。何もなかったときに比べれば若い方ほど大幅に増えますが、今の金額より大幅に増えるという話ではないということをお答えさせていただきます。

○高木真理君 誤解なく正しく伝わるというふうに思います。丁寧にありがとうございました。

次に、再び修正案提出者に伺いたいと思いますけれども、資料の五を御覧をいただきたいと思いますが、これ、似たような形のものをおととの質疑の際にも出させていただきましたけれども、これ、なかなかこの修正案について理解が広がっていないということで、この間は、若い世代の方が恩恵が多い修正案なんだけれども、そこについての賛同が余りないのはどうしてかというふうに伺いましたら、やっぱりこれ、質問の聞き方の問題なんじゃないか、なかなかこの制度の中身が伝わっていないからじゃないかということをお答えをいただいたところでもあります。

これ、調査はこの間出した資料より一週間後に行われているわけがありますけれども、五月二十四日、二十五日に行われた調査においても、会社員らが入る厚生年金の積立金を使い、就職氷河期世代などが低年金になるの

を防ぐ対策の扱いが焦点です、あなたはこの対策を法案に盛り込むべきだと思いますか、思いませんかという聞き方だと、盛り込むべきではないが結構多いという結果になってしまっています。

これ、やっぱり説明のせいではないかというふうに思うんですけども、この説明、もう少し正確に修正案を説明できないか伺いたいと思います。

○衆議院議員（山井和則君） お答えを申し上げます。

私たちも、この年金の広報、国民の皆様には誤解がないようにお伝えすることの重要性というのは、今回身にしてみても感じています。

多くの世論調査あるいはマスコミ報道でも、ここにありますように、会社員らが入る厚生年金の積立金を使い、就職氷河期世代などが低年金になるのを防ぐ対策の扱いが焦点です、賛成ですか、反対ですかとなるんですね。それほど年金に詳しくない人が読むと、会社員らが入る厚生年金の積立金を使うということは、減るのかなと類推というか、するんですよ。それで増えるのは、就職氷河期世代などが低年金になるの、あっ、厚生年金が減って、そのお金を使って就職氷河期の低年金の人を底上げする改正かなと。これだけ読むと、別にどこのマスコミが悪いとかそういうことじゃなくて、一般論としてね。

そうなるんですよ、就職氷河期世代の若者や五十五歳以上の方とか低年金でない方は、直感的に、あっ、自分たちの年金が減りかねない改正を就職氷河期の低年金の人だけを救うためにやる改革かなと、普通に読めば、うがった見方じゃなくて、普通に読めばそう読めてしまうんですよ。そうすれば、多くの厚生年金受給者の方は反対となるわけなんですね。

ところが、何が深刻かといいますと、私たちの修正案というのは、就職氷河期世代の基礎年金だけを底上げするという修正案ではなくて、基礎年金の底上げ効果は会社員を含む厚生年金の受給者を含めた全ての方に及ぶわけであって、決して就職氷河期世代だけの恩恵ではないわけです。

具体的に言いますと、就職氷河期、四十歳から四十五歳ぐらいと言われておりますが、それより若い二十代や三十代の方が年金はより大きく増えるんですね。さらに、就職氷河期前の五十五歳以上の方も、モデル年金の方であれば、男性六十二歳、女性六十六歳までは増える。就職氷河期より上の世代の方もモデル年金であれば増えるわけなんですよ。

そういう意味では、かつですね、ここに厚生年金の積立金が使われて厚生年金が減ると誤解する方が多いんですけど、現在三十八歳以下の方については、石破総理も答弁されたように、九九・九%の厚生年金の受給者の方の年金が増えますし、五十歳以下においても九五%以上の厚生年金受給者の方の年金は増える。つまり、この修正案というのは、先ほどの説明で受ける厚生年金の人が損するのかなという印象とは真逆で、大多数の現役の厚生年金受給者の年金を増やすための、増える修正なんですよ。

私は、微妙にニュアンスが違うぐらいだったら分かるんだけど、現役の大多数の厚生年金受給者の年金を増やす修正案なのに、あたかも、あたかも厚生年金受給者の年金が減るかのようには説明をされるのは、これは別に誰が悪いと言っているんじゃないんです、基礎年金という言葉で一般の国民の方は国民年金と思われる方が多いからこういう誤解の、これ誰が悪いわけでもないんです。でも、この説明の仕方というのは、今後、仮に法案が成立したら厚生労働省もこの法律の広報をされると思うんですけど、是非その辺り、厚生年金受給者の、厚生年金の大多数の現役の方の年金が増える改革なんだということを是非強調していただければと願っております。

○高木真理君 その辺り正確に把握した上で、法案の審査も、その成立後も、お取組をいただきたいということでありました。

ここまでで修正案提出者の皆さんの答弁は終わりますので、御配慮願います。

○委員長（柘植芳文君） 山井衆議院議員、井坂衆議院議員は御退席いただいて結構でございます。

○高木真理君 それでは、伝え方が難しいというところで、次の質問に参りたいというふうに思いますけれども、百年安心というのが二〇〇四年の改正時に、これ伺ったら、私、あのとき、もう政府全体でそういうふうに言っていたのかなというふうに思ったんですけども、与党の政党さんが作られたキャッチフレーズだったそうでありました。

これ、とてもインパクトが強くて、いい、インパクトが強いという意味ではすごく強烈なキャッチフレーズだ

ったので、今もみんながそれを印象にすごく残っているわけですが、こうしていろいろ年金を詳しく見ていくと、やっぱりマクロ経済スライドというものを入れることによって財源を長もちさせる、そのことによって百年もつよという意味であって、その裏腹に、逆に給付水準は下がっていつてしまう、物価どおりにはスライドしない年金になっているということがあったわけですが、いい面だけとかを分かりやす過ぎる形で強調しちゃうと、なかなか誤解も生むかもしれないし、あと、私なんかはその当時、百年安心と聞いて、率直にそんなわけないだろうというふうに思って、逆に年金不信の種を自分の中にもそのときつくってしまったというところを感じているわけでありまして。

質問は、そういうことがあるということ踏まえた上で、こうした伝え方というのはどうあるべきと考えるか。今後、五年ごとの見直しの際に必要なのは不断の見直しによる時代への対応であって、これで大丈夫ということだけを伝えていくと逆に間違ってしまうのではないかと、不断の見直しが必要だから国民も一緒にこの年金のことを考えていきたいと思いますというのを共有しながら進んでいくべきではないかということをお考えですが、この国民への伝え方、フレーズ、キャッチフレーズのことも含めて伺いたいと思います。

○国務大臣（福岡資麿君） 今不断の見直しということをおっしゃったのは、そのとおりだというふうに思います。

公的年金制度については、二〇〇四年の年金制度改正におきまして、マクロ経済スライドを導入し、将来の現役世代の負担が過重なものとならないよう保険料の上限を固定しつつ、その収入の範囲内で給付することで、おおよそ百年間の長期的な給付と負担のバランスを確保し、将来にわたって持続可能な仕組みとしております。

この年金財政の健全性につきましては、これも御指摘ありましたように、財政検証におきまして五年に一度確認をしております長期的な給付水準の見込みに基づいて客観的に説明をすべきものと考えております。

社会経済は常に変化するものでありますから、年金制度についても時代に合った不断の見直しに取り組んでいくことが重要でございます。そういったことを国民の皆様にも丁寧に説明をしてみたいと思います。

○高木真理君 ちょっと飛ばして順番を入れ替えて、六番で通告していたところに飛びますけれども、先ほども、被用者保険の適用拡大、五十人以下の従業員の企業にもということについて山田委員からも御質問ありました。昨日の参考人の皆さんからの意見にもたくさんあったわけですが、やっぱり私は今でも、十年と言わずに、早期に適用拡大をする道をしっかり模索していただきたいというふうに思います。でも、政府の答弁では、強制加入前の段階の規模の企業にも任意加入できる制度の利用を後押しして進めるという答弁でありました。

現在、強制適用の対象とはならない事業所の中で任意適用になった事業所数どのくらいかということをおまづ質問の通告でさせていただいておりましたけれども、先ほど回答の方で一万二千社というような回答がありました。これは割合でちょっと知りたいなというふうに思って通告はしていたわけなんですけれども、割合で答えようとすると、分母の企業数はちょっと分かっていないということだったので、こういうところもしっかり調べて、この適用拡大を任意でもなるべく取り組んでもらうように進めるべきだというふうに思います。

その上で質問ですが、現在もこの適用拡大の任意適用というのは進める、なるべくそうしてほしいということをお広報しているのかどうか。制度はキャリアアップ助成金を使えるということもありましたけれども、どのくらい進める体制を取っているのか、これ今後どのように行っていくのか、伺います。

○政府参考人（間隆一郎君） お答えいたします。

数字のところ若干だけ補足させていただきます。令和五年度末で申し上げますと、法律に基づいて、いわゆる強制適用で短時間労働者が適用になっている事業所が約八万二千ございまして、それに対して、任意で適用されて、労使合意で任意で適用事業所となった数が約一万二千ということでございます。その一万二千の分母が正確に把握できていない点についてはおわび申し上げますが、そういう全体、規模感ということでございます。

その上で、日本年金機構では、これまでもホームページにおいて任意での適用拡大の仕組みについて掲載を行い、その周知に努めてございます。また、厚生労働省におきましても、これまでの被用者保険の適用拡大に当たり、社会保険適用拡大特設サイトなどにより社会保険加入のメリット等について周知を行っております。

その上で、今回の法案では、任意で短時間労働者への被用者保険の適用拡大をする事業所につきましても、本人の保険料負担を軽減する保険料調整制度を活用可能としてございます。

こうしたことも含めて、日本年金機構や業界団体とも連携しながら、こうした支援措置について分かりやすく丁寧周知していくこと、また、任意で適用した事業所の事例なども御紹介をしながら、ああ、こういう小規模な企業、事業所でもやっているんだねといったことも御紹介しながら、任意での適用拡大に取り組む事業所を後押ししたいと、このように考えております。

○高木真理君 是非強力に推し進めていただきたいと思います。

そして、もう一問、時間も迫っているんですけども、今回五年ごとの見直しの課題というのを資料の中、調査室からもらった資料の中で見ていると、やっぱりこの問題、解決されないまま時間切れでこの問題をキャリアオーバーしているなどというふうなことを強く感じます。

第三号被保険者についても、二〇一二年のときの資料にも課題として挙がっておりますし、今回の年金部会では結論まで至らないで宿題持ち越しという状況になっています。部会の取りまとめでは、今回の取りまとめでも、基礎年金の拠出期間の延長、四十五年化、障害年金について、残された課題として記載されています。

これ、先送りせずに次回でもう成案を得るところまで行くというふうにするには、今回もトータルで二十四回開かれていますけれども、同じようなスケジュールではまた課題が解決できないと思いますけれども、どのように工夫をしていくか、伺います。

○国務大臣（福岡資麿君） この第三号の被保険者制度につきましては、年金部会においても複数回にわたって議論をお願いしてきたところでございますが、多様な属性の方が混在している中で、将来的な見直しの方向性については意見がまとまらず、引き続き検討することとなったものでございます。

今回の年金制度改正に当たりましては、年金部会では二年間で二十四回にわたって精力的に御議論いただきました。その結果、被用者保険の適用拡大であったり、在職高齢年金や遺族年金の見直しなど、長年の課題について一定の見直しの結論が得られたものもあれば、意見が集約できなかった事項もございます。

この第三号被保険者制度の在り方につきましては結論には至っておりませんが、法案には、第三号被保険者制度の在り方であったり、基礎年金の拠出期間の延長について検討規定を設けることとなっております。

今後、この第三号被保険者の方々について、必要な調査、今まで様々な属性の方がいらっしゃると言いましたが、具体的にどういった方々がいらっしゃるのか、子細な調査を行わせていただいた上で議論を重ねることとしておりまして、年金部会の委員の御協力を得ながら議論を進めてまいりたいと思います。

○高木真理君 スケジュール感のところの御回答はなかったんですけども、やっぱり回数増やすとか、もう少し前倒しでやっていくとかやらないと解決しないと思いますけど、いかがですか。

○国務大臣（福岡資麿君） まず、そういう意味では、先ほども申しましたどういった属性の方がおられるのかといったその実態の把握が必要でございますから、そうした実態把握のための調査をなるべく急ぎ行うこととしておりまして、見直しに向けた議論はその結果を踏まえて行わせていただきたいというふうに考えております。

○高木真理君 三号被保険者のことだけではないので、是非ちゃんと課題として出たものにはけりが付けられるように進めていただきたいと思います。

終わります。

○森本真治君 立憲民主党の森本真治でございます。

まず、昨日の理事会に厚労省さんの方から、令和六年度の障害年金の認定状況についての調査報告書というものを提出をいただきました。これにつきましては、これは共同通信が、報道がきっかけでありまして、障害年金を申請して二〇二四年度に不支給と判定された人が二三年度の二倍以上に急増し約三万人に上ることがこの共同通信さんが取材をされて分かったという報道、そしてこれは過去最大になるということの報道がきっかけであったわけでございます。

これを受けて、福岡大臣が、これは、この参議院の厚生労働委員会、我が会派の大椿議員の答弁で、実態把握に向けた抽出調査というのをを行うということで、一か月後をめぐりに公表できるよう作業を進めたいということで大臣が指示をされて、そして昨日提出をいただいたということでございます。

本当にこの短期の中で、担当の方も寝る間を惜しんで調査をされたということについては敬意を表したいというふうに思います。私も、この法案審議に関わってくる問題だということで、この審議中に提出を求めてきた中

で昨日提出をしていただいたということでございます。

それで、ちょっとこのことについてまず幾つか確認をさせていただきたいと思いますが、今回の報告書をちょっと読ませていただいたんですが、この報道にあります、不支給とこの二〇二四年度判定された人三万人、二三年度の約二倍となっているということについて、この報告書の中では読み取れなかったんですね。

本当にこれ、障害者の方、大変今不安に思われている状況がある中で、まずこの事実関係について御報告をいただきたいと思います。

○国務大臣（福岡資麿君） 障害年金に係る一連の報道を踏まえまして、令和六年度におけます認定状況の実態把握のため、抽出調査であったり日本年金機構職員へのヒアリングを実施し、その結果を取りまとめ、昨日公表をさせていただきました。

その結果、抽出調査、この結果では、新規裁定のうち不支給割合は一三・〇%ということで、この令和五年度の障害年金業務統計の八・四%より上昇している。この抽出した数字だけを見れば、二倍までは至っていないですが、その令和五年度の八・四%よりは高い数字となっているということでございます。

特に、その内訳を見ますと、精神障害の上昇が大きいということが確認をされたということでございます。不支給割合がなぜ上昇したかにつきましては、障害等級の目安よりも下位等級に認定されて不支給となっているケースなどが寄与している可能性が示唆をされたところでございます。

こうした結果を踏まえまして、今回、今後この審査プロセスの運用改善を徹底するとともに、精神障害の方などの令和六年度以降の不支給などの事案について速やかに点検を行うこととしているものでございます。

○森本真治君 これも昨日の共同通信の記事でございますけれども、先ほど大臣答弁いただきましたが、サンプル調査の結果といたしましては、一三%、対前年比で増えたということで、この記事では約一・五倍というふうに書かれておまして、さらに、精神、発達、知的障害では約一・九倍ということが記事には書かれておるところでございますが、これ局長で結構で、局長が審議官の方になるのかどうかあれですけれども、参考人で結構ですが、大体もう実数としてもおおむねこのような数字になるというふうにそのまま大体判断をしていいのかどうか、最終的にはまた後日確定というか、してくるとは思うんですけれども、その辺り、大体この一・五倍、また精神、発達、知的障害で約一・九倍、大体おおむねこういう実数にもなっていくというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○政府参考人（巽慎一君） 大臣からお答えしましたように、あくまで抽出調査の結果の割合ということでございます。障害業務統計は、年金業務統計はあくまでも全数調査の割合ですけど、その蓋然性は高いということでございます。

○森本真治君 要因についてちょっと大臣の方から考えられることということでさっきお話があったんですけども、この報道では、いわゆるこの担当の幹部の、その年金機構センターの幹部の方の指示があったのではないかという、これは取材の中で報道はされたわけでございまして、この指示についてはここには、報告書では、審査を厳しくすべきといった指示を行っていた等の事実は確認できなかったという報告がありますが、認定の根拠を明確にすべき等といった指摘はあったがというふうにあるんですけれども、この認定の根拠を明確にすべき等といった指摘というのはちょっとよく理解できないんですけど、これは指示とは違うんですか。厳しくするということの指示とはちょっと違うんですか。

○国務大臣（福岡資麿君） まず、この日本年金機構の職員へのヒアリングにおきましては、障害年金センター長から認定の根拠を明確にすべきといった意図の指摘はあったなどの話はございましたが、このセンター長を含めまして特定の職員が審査を厳しくすべきといった指示を行っていた事実については確認ができてございません。

なお、この障害の認定基準においては、具体的かつ客観的な情報を収集した上で認定を行うなどとしてございまして、この認定の根拠を明確にすべきというセンター長の指摘ということは、この基準と照らし合わせても問題ないというふうに考えてございます。この具体的かつ客観的な情報を収集した上でということとは、この医師等への照会などを通じましてその認定の根拠を明確にするようにといったようなことが含まれているというふうに承知しております。

○森本真治君 ちょっとそこが、本当に指示、何というかな、その指示が結果的にはこのように不認定につなが

ったのかどうかというところがちょっと分かりづらいところが、まだこの報告書では分かりづらいんですが。

これ参考人で結構です。例えば、根拠が明確にできないということがこれ個別の認定における審査書類の判断に影響があって、なかなかその中でこれを認定するということまで結び付けないということが発生してしまったのかどうか、これが結局認定されなかったことに、増加につながったのかどうかというところが、ちょっと思うんですけども、その辺りはどうなんでしょうか。

○政府参考人（巽慎一君） 基本的に、認定の疑義があった場合は、証拠書類を調べて、当然医師とか、カルテを見たりというようなことにもなったりするわけです。

そこは、今回のヒアリングの中では、審査はしっかりやっていたんだけど、特にその記載事項、これ事前確認票とか、あるいは認定調書の中で書かれていないというようなところが一部あったということでございまして、実態的にはちゃんとなされたんだけど、やっぱり手続上の、運用上の問題があるということで認識しております。

○森本真治君 やっぱり運用上の問題があったという認識という答弁がありまして、結果的にはやっぱりそれぞれの担当者がある程度、何といひかな、個人の判断といひかな、それに頼らざるを得ないような今仕組みになっているのかどうかというところですよ。だから、このセンター長のしっかりと根拠を、認定の根拠を明確にしっかりと示してやりなさいといひところに対して、なかなかその中でもう判断ができずに、判断ができないんだったらもうこれ認定しないといひ方に行ってしまったのかどうかといひところは、ちょっとやっぱり課題として考えていかなければならない問題が明らかになったのではないかなといひふうに思っておりますけれども。

それで、今後の対応といひことも幾つか示されておるんですけども、ちょっと確認なんだけど、これ、二〇二四年度で不支給となった人たちに対して、もう決定がなされた皆さんに対してはやっぱり、そういう状況の中でもう既に決定されてしまっている人たちに対しての対応といひことは、もう一度見直していくといひことでよろしかったんでしょうか。

○政府参考人（巽慎一君） 今回、六年度の不支給事案、それと目安よりも下級等級のものにつきましてもう一回点検をするといひことになっております。それと、四年度、五年度につきましても、その点検の結果、その整理をした上でまた見直すといひことになっております。

そこで、これ実際は年金機構の方で、その認定医もセカンドオピニオンみたいなものをやりまして、チームをつくってもう一度丁寧に見直しましょうと、そういうことになっております。

○森本真治君 ちょっと本当に、これやっぱり障害をお持ちの皆様のことを考えたときに、非常にやっぱり速やかな対応をまずはしなければいけないといひことが一つあるのと、やっぱりこれ制度的な、運用的な問題についてもしっかりと改善をしていくといひことの重要さといひことだといひふうに思います。

ちょっと今日、時間が限られているので、法案のこともしっかりと大切なことをやらせてもらいたいんで、ちょっと私、それぞれ委員の皆さんも非常に問題意識持っていると申しますから、やっぱりこれはこの国会中しっかりと我々議論をしなければいけないといひことで、私も理事の一人でございますから、やっぱりほかの会派の皆さんにも相談をさせていただいて、しっかりとこの審議の場といひものをやっぱりつくっていく必要性といひことは申し述べさせていただいて、そのときにはしっかりと対応していただくといひことをお願いをさせていただきたいといひふうに思います。

それでは、法案の方に入らせていただきたいといひふうに思いますが、今日はちょっと配付資料でもお配りをさせていただいているんですけども、この間、いろいろと議論の方をしてまいりまして、衆議院の提出者の皆さんからもいろんな答弁していただいた中でございます。先ほど高木委員も世論調査の数字をお示しをされて、今日私は、資料一ですけど、NHKですね、これは六月八日、九日調査といひことで、こちらの方はもっとちょっと厳しい評価になっているといひふうに私理解するんですけども、余り評価をしない、全く評価をしないといひ方がこちらはもう五〇%、半分を超えているといひことで、これちょっと先ほども議論ありましたが、質問内容とか調査によってやっぱりこれはかなりばらつきがあるんで、正確な世論といひものの、これなかなか把握しづらいんだけど、だけれども、一つのやっぱりこの状況については私たちも真摯に受け止めながら、しっかりと理解をしてもらいたいといひことが必要だといひふうに思うんですけども。

それと併せて、これは資料の二なんですけれども、これは昨年世論調査、二四年の七月なんですけれども、これは、そもそも、今回の改正内容に限らず、公的年金制度のことですよね、この公的年金制度に対する政府の説明が信用できないという方が七七%にもなっているということですね。今の年金制度、所得代替率五〇%以上というところだけでも、これが本当に確保できるとする政府の説明が信用できないという方が、もうこれ八割近くの方がそのような、そもそも制度論に対しての信頼度が低いということ。

それと、資料の三は、こちらは各国の、これは内閣府の調査でございますけれども、年金の信頼感の各国比較というところで、これ日本が極端に信頼がないんですよ。大いに信頼している、どちらかといえば信頼しているで二〇%ですね。信頼していないを合わせてもこれもやっぱり八割近くという状況になっているんですけれども。

そもそも論として、これは政府の方にお伺いしましょう、年金の信頼度がこれだけ低いということについてはどのように今認識をされていらっしゃるでしょうか。

○政府参考人（間隆一郎君） お答えいたします。

我が国の公的年金制度について、諸外国と比較して少子高齢化が早く進んでまいりました。そんな中で、二〇〇〇年頃までは給付と負担双方にわたって累次の制度改正を行う、これ財政再計算と当時は申しておりました、こういうことの中で、大丈夫なのかという、若い世代を中心に年金に対する将来不安が語られてきたのは事実だと思います。

現在の制度につながります二〇〇四年度の制度改正により、保険料負担、保険料率の上限を設け、基礎年金の国庫負担を二分の一に高め、マクロ経済スライドを導入することにより制度の持続可能性を高めたわけですが、複雑な仕組みで分かりにくいとの御指摘をいただいているのもまたこれは事実だというふうに思っています。

私どもとして、こういう公的年金の意義や制度についてしっかりとお伝えする努力を重ねていかなきゃいけないと、このように考えております。

○森本真治君 それで、これちょっと配付資料で出さなかったんですけど、海外のシンクタンクが年金の総合評価ということで、各国のですね、これ、給付の充分性、制度の持続可能性、制度管理の健全性ですね、これで総合評価をしたランキングというのをちょっと私見たときに、これ、たしか四十か国ぐらいの各国の年金制度の総合評価をしたときに、日本の制度って三十六位になっているんですよ。一番最下位のランクに入っていたというような調査結果というのもあって、これは、調査の仕方というのはいろいろ議論があるかもしれませんが。

少なくともこの間、例えば消えた年金問題などの管理の問題とかも含めて、やっぱり我が国のこの年金制度の国民の評価ということが、やっぱり今お話をしている、本当に今の年金では生活ができないという方が本当に多くいらっしゃるという状況の中で、やっぱり年金に対するこの期待というか信頼というか、そこが本当に今のままは厳しいなというところを感じざるを得ないんです。

でも、その中でやっぱり国民の皆さんに信頼される年金制度をどう構築していくかということが、これは政府はもとより国会としても非常に大きな役割があって、今回、こうして国会が主導してこの年金制度、信頼回復に向けても努力をしているという私は認識しております。

その中で、これは衆議院の方の修正案の提出者の方にお伺いしたいと思うんですけれども、今回のこの修正内容は、もう既に議論がありましたけれども、今回、そのマクロ経済スライドの一致というところに限ったことになってしまったんですけど、これはやはり重要広範議案の審議がここまで遅れてしまったということも私は大きな原因だということで、政府に対しては改めて猛省を促したいというふうに思いますが、これはやっぱり、もう既にお話もされているんだと思うんですけど、あくまでも改革の一里塚ですね。まずこれでスタートということで、やっぱり緊急的にでも何とかここは進めなければいけないという思いだったと思うんですけれども、この改革全体についてのやっぱり引き続きスピード感を持って行っていく必要性ということについては、国会としてもやっぱり非常にこれは重要だというふうに思いますが、修正案提出者の御認識をお伺いしたいと思います。

○衆議院議員（山井和則君） お答え申し上げます。

今、森本議員が御指摘されました年金の信頼性のなさ、特に、圧倒的に若い世代から年金が信頼されていない。まさにこの最大の問題が、今回問題になっております基礎年金が二〇五〇年代に向かって三割低下していく。国

民年金満額が、今六万八千円が、二〇五〇年代には五万五千円になる、五万五千円じゃ生活できないだろうと。やっぱりそれを放置していること自体が年金不信の最大の元凶だと思うんですね。

そういう意味では、今、森本議員から、なぜ今回こういう内容になったのかということですが、参議院厚生労働委員会で、昨日も、私も傍聴しておりましたけれど、駒村参考人も発言されておりましたように、基礎年金の所得代替率を上昇させるのに一番効果大きい、底上げ割合が一番高い。具体的に言いますと、例えば国民年金の四十年から四十五年化よりも倍程度年金底上げ効果が高いんですね。これを最優先でやると。

しかし、同時に、この委員会でも議論になっておりますように、国民年金の四十五年化、これもやるべきだと私たち考えておりますし、厚生年金の適用拡大も遅過ぎる、スピードアップさせるべきだ、こういうことは中小企業や小規模事業者への支援とセットで、もっとスピードアップさせるべきだと考えておりますので、今超党派で年金の協議会を開こうという話も出てきておりますので、四年後、五年後を待つことなく、積み残された課題についても速やかに議論をすべきだと考えております。

○森本真治君　それで、私も地元でいろんな皆さんとお話をする中で、一つやっぱり認識として持たれているのは、やっぱりこれから我が国の将来ということを皆さん認識されているわけです。高齢者の方がどんどんどんどん増えていく、そして若者は減っていく。そうすると、これ年金に限らずですけど、やっぱり財政的にも非常に厳しい未来ということで、大変その辺が、まあ何というかな、やっぱり不安というか、やっぱりネガティブな将来に対するイメージが多く国民が持っているということですね。

ですから、私、今回のこの改正についての評価ということを考えてときも、私なりにいろいろお話をして考えるのは、結局改革って言うけど改悪になるんだと、もう前提として。とにかく、もう痛みを伴わなければならないんだという、やっぱりそういう認識が多く国民の皆さんが持っているというのは、私、これ正直な私の実感としてあるんですね。

そういう中で、じゃ、今回の、ちょっと個別の、やっぱり今批判がされていることについて一つ一つ修正案提出者の皆さんに確認したいんですが、まずはこの大前提として、もうそもそもこれから制度を変えるのはやっぱり改悪につながっていくんだという認識を持っているところを考えたときに、今回の改革で確かに国民の皆さんに痛みを覚悟してもらわなければならないような部分があるのかですよね、そういうところとか、負担をしてもらわなければならない部分があるのかということですね。この辺りについて、実際、修正案提出者の皆さんはどのようにお考えになっていらっしゃるのかということをお伺いしたいと思います。

○衆議院議員（山井和則君）　御質問ありがとうございます。

例えば、今回の中で痛みの部分については、マクロ経済スライドの早期終了を講ずる場合、一時的に、高所得の高齢者の方々などを中心に一時的に給付水準が低下するというような影響が考えられます。

ただ、これを具体的に申し上げますと、例えば、男性は、モデル年金でいいますと、現在六十三歳以上、女性は六十七歳以上の厚生年金受給者の方は、年金受給総額が一生涯で、一生涯で最大二十三万円程度マイナスになりますが、これは、一生涯で二十三万円程度ですから、年まあ一万円程度で、月額にすると八百円程度の給付水準の低下となりますし、かつこの八百円程度というモデル年金のこの額に関しましても、今回の修正の中で緩和措置を講ずるということになっておりますので、できるだけマイナスの影響が出ないように今後変えていきたいというふうに考えております。

具体的に言いますと、かつこれも、すぐあしたから年金が減るんですかとかでは全くなくて、この制度が実施されたとしても、二〇三一年度以降は少しマイナスの影響出るかもしれませんが、逆にそれは、二〇三八年度以降は順次低年金の方から含めて逆に増え出すんですね。そういうことでは、ある意味でそのマイナスの影響は限定的だと考えておりますし、もう一点だけ付け加えますと、痛みは伴うんですけど、私は強調したいのは、この改革をしない痛みの方がはるかに大きいんです。

先ほど森本議員御指摘されましたように、一步間違うと、この改革をせずに基礎年金が三割低下するというのを放置したら、もう若い世代の方は下手したら年金保険料払わないと、年金信用できないとなって、一步間違うと年金制度が崩壊しかねないぐらいの激痛を受けるかもしれませんし、また、駒村参考人も昨日おっしゃっていましたが、例えば最大百万人というか、二兆円程度生活保護費が、今回の改革をしなかったら、高齢者の生活

保護の方が大幅に急増して高齢者の貧困化が進み、二兆円ぐらい国庫負担が増える可能性があるということを駒村参考人も昨日御指摘をし、今までからされております。

そういう意味では、もちろん改革には痛みは伴いますが、重要なのは、改革を今しなかったら、大変な生活保護の高齢者の急増とか、必要な医療が受けられない、必要な食料を買えない、そういう悲惨なと言ったら言い過ぎかもしれませんが、悲惨な老後が二十年、三十年後に来ていると。その激痛、その激痛を抑えるためには今回の私たちの改正案の痛みというのは許容すべき、許容できる痛みではないかと考えております。

○森本真治君 御答弁いただきましたように、一時的にはマイナスとなるけれども、トータルで考えていくということですよ。トータルで、やっぱり長い老後の人生の中でいけばプラスになっていくというお話があったというふうに思います。さらには、やっぱり本当に放置しておいた場合のもっと悲惨な状況の中を何とか食い止めていかなければならないんだという御説明だったというふうに思います。

それで、もう一つは、じゃ、一時的なこのマイナスの部分についても、今回修正の中でやっぱり措置をしっかりとっていかうということも、併せて今回修正案の中では盛り込んでいただいているということかなというふうに思っておるんですが、それで、先ほど来の本当に今回の法案の評価が厳しい中で、この間もいろいろありましたけれども、やっぱりネット上であったり報道の中でこの改正についての批判的な意見がまだあるわけですね。

特にやっぱりその中でも有識者の方とか専門家の方がそういう発言をすると、じゃ、その人の発言というのが正しく報道されたり、例えば新聞や雑誌できちんと書かれているのかという前提がありますけれども、読んだ人からすれば、やっぱりそれなりの知識のある方、有識者の専門家の方の意見だから、ああ、やっぱりそうなのかというふうに思うところがあると思うんですよ。

それで、私は、やっぱりそういう今こういう誌上で上がっている意見について、一つ一つ、やっぱり修正者、提出者の皆さんからもどうなのかというところはちょっとただしていきたいというふうに思っておるんですね。

それで、ちょっと幾つか具体的にその意見について取り上げたいと思うんですが、これ一つ、ちょっとお名前はあえて控えましょう。ただ、シンクタンクの専門家の方です。その方は、これ解説ということで、例えば年収六百十一万円で厚生年金に四十年加入した場合で試算したら、現行制度を続けた場合、現在五十五歳の方は、六十五歳時点での年金額の見通しは、現行制度でありましたら、十六・七万円、二・七%減るんですよ。ただ、今回の底上げ策を実施したら、十六・一万円、六千円減って、六・一%目減りしますという解説があるんです。

これについての提出者の方の認識というか、これやっぱり正しいという理解でよろしいんでしょうか。

○衆議院議員（井坂信彦君） ありがとうございます。

私もこの論文というか記事読みまして、この記事に書いてあるのは、要は、今五十五歳の方が十年後、六十五歳になったその年の一年間の年金額が多いのか少ないのか、増えるのか減るのかということで比較をされたと思います。

先ほど山井提出者からも御説明したとおり、正確に言うと、二〇三一年から二〇三七年までの間は、実は底上げ策をしたときの方がその年にもらえる厚生年金の額は、これは僅かではありますが、減ります。まさに十年後という、まさにその一番、単年度では一番減る年のおっしゃっているんで、その年であればこれぐらい減るんですけども、ただ、その方もそれからまた更に平均寿命まで生きていた場合にはそこから後はまたプラスに変わって行って、一生の間ではそれを取り戻していくということになる。最終的には、五十五歳の方、モデル年金の方はやっぱりプラスになるんですね、一生でもらえる年金額総額という意味では。

この書いてあることは正しいです。ただ、これは、その年の年金額は僅かに減りますけれども、しかし、この方も一生を通してもらえる年金額はちゃんと後半で取り返せますよというのが正しい説明であります。

ちなみに、この先生、私も名前は申し上げませんが、この先生自体も、今回の修正案、基礎年金の底上げ策はやった方がいいという先生だというふうに承知をしております。

○森本真治君 その方の他の新聞などでの論文というか解説を見ると、やっぱりいいということを強調されているんですけども、ここに私が紹介したそもそものこの記事のタイトルが、厚生年金の流用、世紀の年金大改革を許さない、サラリーマン、公務員よ、今こそ怒るときだという、そういうテーマの記事の中で今の一部分だけを

掲載されているから、この流れで読んでいくと、やっぱり多くの読者の方は、ええっというふうにもなるんだということの一つ一つやっぱり私も確認をしないとイケないなというふうに思ったところでございます。

さらに、この中で、これも大学の教授です、名前言いません、大学の教授の方。もう大学の教授ですからね、やっぱり、おおっと、この人の言うことはやっぱりそうなんだと皆さん思うんじゃないんですか。厚生年金の報酬比例部分が減れば、基礎年金が増えても、多くの保険料を払っている人ほど損をするわけですと、これはとんでもないというようなことがこの特集の中では書かれております。

これも事実なんですか。損をするんですか。

○衆議院議員（山井和則君） おっしゃるように、こういう批判は非常に多いんですね。でも、正確に言いますと、大多数の厚生年金受給者の厚生年金は現役世代においては増えるんです。これは、もう石破総理も福岡大臣もるる答弁されているとおりにですね。

ただ、一部減る場合はもちろんございます。これ、ファクトに基づいて言わないと水掛け論になりますので、あえて説明をさせていただきますと、今日、森本議員配付していただいておりますけど、その配付資料の資料五の二の五十歳の男性を見てみたいと思います。五十歳ですね。

そうしたら、この比例報酬部分、五段階に分けてありまして、一番少ない人は、五十歳の方で、今回の底上げによって生涯に二百二十三万円年金が増えるんですね、二百二十三万円。そして、この一番比例報酬が高い方は三十万円増えるんです。

ですから、例えばこの一例ですけど、正確に言うと、報酬比例部分が少ない人の方が年金が増える幅は大きいけれど、最も報酬比例部分が多い方も増えると、増えるけれど年金の増え幅は少ないということなんですよ。ここを、仮に五十歳と考えた場合、ここを損をすると言うと、ちょっとミスリードになるんじゃないかと思っております。

もう一つの事例で言いますと、五十歳以下、今五十歳の話をしましたけれど、五十歳以下では、九五%以上の厚生年金受給者の厚生年金は増えるわけです。裏返せば、上位5%の方は確かに減るわけなんですよ。

でも、これは、一般的にはそれをどう表現するかなんですけれど、やはり、非常にフラットに言えば、サラリーマンの方が損をする、大変だじゃなくて、現役の九五%の厚生年金受給者のサラリーマンの人の年金は増えるんですねと、良かったという見方も当然できると思いますし、もっと言えば、石破総理も答弁されましたように、三十八歳以下、現在三十八歳以下の方は九九・九%厚生年金受給者の厚生年金は増えるわけです。ということは、確かに〇・一%の三十八歳以下の方、生涯の年収が四十年平均して一千万円以上、ほとんどおられませんよね、その人は損はするんです、〇・一%。でも、九九・九%の厚生年金受給者の三十八歳以下の方は得をするわけですね、年金が増えるんですよ。

だから、井坂議員もおっしゃいましたように、別に有識者や大学教授の方が虚偽を言っておられるわけではありませんけれど、そういう部分のコメントを集めて、あたかも報道全体では、サラリーマンが損をする、年金が減るということはミスリードだと思いますし、今申し上げましたように、事実としては、大多数の現役の厚生年金受給者の厚生年金は増える、あるいは減るのはごく一部の高所得者だけであるということを申し上げたいと思います。

○森本真治君 本当、サラリーマン、公務員よ、今こそ怒るときだというような、だけど、今御答弁いただいたように、多くの厚生年金、もうほぼ全ての厚生年金の皆さんの年金が現状であれば減ってしまうところを底上げをしていくんだということをもっともっとやっぱり理解に努めなければいけないなというふうに思います。

確かに、上がる幅が、高いほど低くて、それを損だというふうに言われてしまうと、もう、ちょっとなかなか厳しいところはあるかもしれませんが、やっぱり強調したいのは、公的年金ですから、幅広い国民の皆さんの年金を支えていこうという、そういう思いだということこそ是非やっぱり国民の皆さんにも伝えていかなければならないというふうに思います。

それともう一つ、ちょっとやっぱり事実関係きちんと提出者の方にも確認をしたいというふうに思うんですが、これ議員の方の発言です。やっぱり政治家の発言も、多くの国民の皆さんは、ああ、そうなんだというふうにやっぱり思われるというか、やっぱり影響力、発信力はあるんだというふうに思います。今回の法案の修正案の問題

点としてここに掲載されているのは、今回、この改正をすることによって、修正をすることによって伴う国庫負担ですね、国庫負担が増えるということ、試算では毎年、毎年ですよ、二・五兆円が必要になりますというふうにこれ掲載されています。これも本当に事実、この方が発言したのかどうかは別にしてですけども、ここから出るんです、このようにですね。で、この財源を捻出するために将来的な増税がビルトインされているんだと、この法案にはですね、これは時限爆弾であり、消費増税への布石だというふうにコメントをされております。

修正案提出者としては、やっぱりこういう増税、さらには消費税の増税ということ、これが必要なんだというふうに思われているのかどうか、そのことについてお伺いしたいと思います。

○衆議院議員（井坂信彦君） 今回の修正は、増税とか消費税の増税ということを前提に考えているものではなく、消費増税への布石となるという批判は、もうこれは全く当たらないということは明確にお答えをしたいと思っております。

これ、多分、どういうことをおっしゃっているかということ、この修正によってマクロ経済スライド早期終了したら、要は底上げされるから国庫負担が増えるじゃないかということだと思っておりますが、これは、ほっといたら減る基礎年金、同時に、ほっといたら、その二分の一は国庫負担ですから、国庫負担もどんどん減っていくんですね。だから、財務省にどんどんみんなの年金に行くはずだったお金が抜けていく予定だったのを止めて、ちゃんと年金に使われ続けるようにしようというのが我々の修正案であります。

ですから、実際数字申し上げますと、今年の国庫負担額は十三・四兆円、そして、いわゆるこの修正案あるなしのときの差額のピークと言われる二〇五二年の国庫負担も同じく現在額で割り戻して十三・四兆円ということで、やっぱり同じぐらいの、同程度の国庫負担をこれからもキープしましょう、維持しましょうというのが我々の修正案であります。加えて、これをもしやらなければ、先ほど答弁したように、今度は生活保護でも国庫負担掛かってしまうと。

もっと言えば、これ来年からいきなり差額が出るわけではなくて、もう本当に二〇三〇年代の後半から初めて修正案のあるなしで差額が出てきて、ピークは二〇五二年という話でありますから、何かこう来年から何兆円の何かをするからという、そういう政策の方がよっぽどこれは増税につながり得る話で、我々はもう本当に長期に、しかも減りを止める、国庫負担の減りを止めるという案だということであります。

○森本真治君 今御答弁いただきました。

昨日、駒村参考人、先生も言われていたけど、今回、やっぱりトータルで、社会保障全体の財政のことも含めてのものを見なければいけないんだというときに、今、井坂議員が御答弁いただいたように、ほっといたら場合によっては社会保障費がどんどん増大しての増税、そちらのリスクの方が高いかもしれないという部分ですね、やっぱりそこはしっかりと私たちもお伝えをしなければいけないというふうに思います。

ちょっと時間がもうなくなって、最後、どうしてもちょっとこれ確認をしておきたかったことが、やっぱり今、地元の皆さんで、特に今の年金受給者の皆さん、もうそれでもやっぱり大変なんだ大変なんだという話をよく聞かされた中で、今回のこの修正で、今の受給者の方とか、これまでもプラスの効果でありましたけれども、六十三歳未満、六十七歳未満の方はプラスになるという話だったけど、今の高齢者の皆さんにとってのリスクというかマイナス、これは今回修正することによって何か影響が出るかどうかだけ、そこだけ確認させてください。

○衆議院議員（山井和則君） 御質問ありがとうございます。

先ほどの答弁と少し重なりますけれど、今すぐ減額ということは全くございません。この底上げを実施すると決まった場合、その一時的な減額が始まりますのは二〇三一年度以降でありまして、二〇三〇年度まではマイナスには一切なりません。

さらに、先ほども申し上げましたように、二〇三八年度以降になりますと、低年金の方を中心に逆にマイナスからプラスに、増加に移っていきますので、そういう意味では、この一時的な年金の減額というのは、二〇三八年度以降は低年金の方を中心に今回の修正案によって年金が増えるという高齢者も増えていくわけでありまして、先ほども言いましたように、モデル年金の場合でしたら、減るといっても生涯で二十三万円、月八百円程度でありまして、それについても私たちは今回の修正案の中で緩和措置を講ずるということを政府に求めています。

具体的に言いますと、よって、二〇二九年の夏以降……

○委員長（柘植芳文君） 時間が来ておりますので、簡単をお願いします。

○衆議院議員（山井和則君） はい。

年金の財政検証を踏まえて、年金審議会や厚生労働省や、また与野党の協議を踏まえて、緩和策もしっかりやってまいります。

○森本真治君 終わります。ありがとうございました。